

第26回市民まつり

習志野  きらっと 2019

募集要項

『出店の部』



習志野市民まつり実行委員会

参加募集要項『出店の部』

1. 出店日時

2019年7月14日(日)午前9時00分～午後9時00分

2. 出店場所

市役所庁舎前敷地内及び消防庁舎前駐車場

3. 募集項目及びコマ数

募集項目	会場	コマ数	コマの規模及び設備
グルメの部 (飲食物の販売)	きらっと広場	24コマ	・1コマサイズ:2.7m×3.6m ・テント、ブルーシート付き ・長机2本、コンセント1口(電気使用上限 1.5kw) 照明付き
バザーの部 (物品販売・ゲーム等)	きらっと広場	10コマ	・1コマサイズ:2.7m×3.6m ・テント付き ・長机2本、照明付き

※ 各団体の申込みコマ数は、グルメの部、バザーの部ともに各1コマまでとする。ただし、申込状況によりグルメ・バザーの部とも、2コマ目希望者の抽選を別途行なう場合があります。

4. 応募資格

市民まつりの出店しようとする者は、次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 習志野商工会議所の会員であること、かつ、習志野市内に店舗又は事業所を有する事業者
(ただし、登記のみで店舗又は事業所が市内に実在しない事業者は不可)
- (2) 市内で活動している団体又は市内の町会・自治会など

5. 申込方法

(1) 受付

- ①受付方法 … 習志野商工会議所(☎047-452-6700)にて電話受付
- ②受付期間 … 4月9日(火)～4月18日(木)午前9時～午後5時(土曜日・日曜日を除く)
期間内に募集コマ数に達した場合は、その時点で締切りとなります。

(2) 提出書類等

	提出書類	グルメ	バザー	提出期限	提出方法
1	【別紙1】出店申込書(グルメ)	○		4月22日(月)	習志野商工会議所 へ郵送または持参 して下さい
	【別紙1-2】出店申込書(バザー)		○		
2	【別紙2】誓約書	○	○	5月13日(月)	
3	【別紙3・3-1】従事者用出店申込書	○	○		
4	【別紙4】従事者用誓約書	○	○		
5	【別紙5】出店企画書(グルメ用)	○			
6	営業許可書(写)	○		出店者説明会まで	
7	検便検査証(食業者等の方は検便受診済証 の写しでも可) ※各団体で予め用意	○			

※1 グルメ・バザー両方に出店を希望の場合は、別々に申し込んでください。

※2 提出後の変更等は速やかに手続きをしてください。期限内に書類の提出がない場合、受付は無効になります。

6. 出店に関する事項

(1) 出店協賛金及び清掃負担金の納入

清掃負担金は、予め徴収のうえ、まつり終了後に清掃されていることを確認後に返金します。

募集項目	会場	出店協賛金	清掃負担金	備考
グルメの部 (飲食物の販売)	きらっと広場	50,000円	2,000円	2コマ目の出店協賛金及び清掃負担金は、1コマ目の金額と同額
バザーの部 (物品販売・ゲーム等)	きらっと広場	30,000円	2,000円	

※1 出店協賛金が未納の場合は、抽選の対象外となります。

※2 荒天による中止の場合は、出店協賛金は返却いたしません

(2) 出店者説明会の開催

日時については、後日商工会議所より、各責任者あてに通知します。

説明会では、市民まつりの概要(会場図、駐車場等)、コマ割り抽選会による出店場所の決定などを行います。

出店協賛金及び清掃負担金は、出店説明会開催前までに指定の銀行口座、又は商工会議所にてお支払い下さい。

(3) 出店の拒否及び解除について

主催者(実行委員会)は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の趣旨に基づき、出店責任者、従事者その他の関係者が、次のいずれかに該当する場合は、出店の申込みを受付けず、又は出店を取消します。

- ① 暴力団員であること
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市民まつり運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

7. 食品の販売品について

食中毒防止のため次の点を厳守してください。

焼きそば、フランクフルト、たこ焼きなどのようにその場で調理を行い、最終的に加熱処理を行って、なおかつ調理工程が簡単なものみの販売とする。

《販売可能な例示品目》

おでん、スープ、もつ煮、豚汁、海鮮汁、焼き鳥、焼き餃子、ウインナー焼き、焼きとうもろこし、いか焼き、海鮮焼き、ホタテ焼き、お好み焼き、たこ焼き、チヂミ、田楽、じゃがバターラーメン、焼きそば、うどん・そば(温かいもののみ)、鶏唐揚げ、メンチカツ、コロケ、フライドポテト、揚げたこ焼き、アメリカンドッグ、フランクフルト、など

- (1) 弁当、おにぎり、寿司、カレーライス等の米飯類と、ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン等の販売は認めない。
- (2) かき氷の氷の使用は、食品衛生法で定められている規格基準に適合する氷を使用すること。

8. 駐車場と車両の搬入・搬出時間について

主催者が指定する駐車場に、1コマの出店につき車1台の駐車スペースを確保し、出店者責任者へ「駐車許可証」を発行します。

まつり会場への搬入・搬出は当日とし、次の時間内で完了すること。

○搬入時間 … 7月14日(日) 午前6時～午前8時30分

○搬出時間 … 7月14日(日) 午後9時15分～午後10時

9. その他

(1) 火気の使用について

火気を使用する場合は、火気の種類を出店申込書に記入し、消火器は各自持参すること。

(2) 酒類販売について

移動小売免許の申請は、出店者が直接行って下さい。

◀申請先▶

千葉東税務署

〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1 ☎043-225-6811

(3) ごみの処理と清掃負担金の徴収

ごみは、出店者が責任をもって持ち帰って下さい。また、まつり終了後、速やかに各自のコマ及びその周辺を清掃していただきます。

毎年、出店後の清掃に相当の時間と費用を要しているため、1コマにつき2,000円の負担金を預り金として徴収します。出店協賛金と共に、習志野商工会議所にお支払い下さい。まつり終了後に、主催者側で清掃されていることを確認後、本部テントに「清掃表」を提出の上、「名札」と引き換えで清掃負担金を返金いたします。

(4) 販売品に対するクレーム

販売品に対する顧客からのクレームについては、出店者において対処していただきます。主催者は一切責任を負いません。

偽ブランド品や危険な玩具などの販売や景品としての提供は、一切取り扱わないで下さい。

※ 本申請に伴う個人情報は、市民まつりの運営目的のみに使用し、それ以外に使用しません。

◀申込み・問合せ先▶

■習志野商工会議所(申込み先)

住 所: 〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14

TEL: 047-452-6700

FAX: 047-452-6744

■習志野市民まつり実行委員会事務局

住 所: 〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

TEL: 047-453-9289

FAX: 047-452-3103